

(案)

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領等の一部改正（案）について

令和 6 年 1 2 月
国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課

1. 概要

無人航空機を飛行させる場合、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条の 85 第 1 項に定められた飛行の禁止空域における飛行については同条第 2 項又は第 4 項第 2 号の規定による国土交通大臣の許可、また法第 132 条の 86 第 2 項に定められた飛行の方法によらない飛行については同条第 3 項又は第 5 項第 2 号の規定による国土交通大臣の承認がそれぞれ必要とされている。

国土交通省航空局では、当該許可及び承認に係る具体的な審査基準として「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成 27 年 11 月 17 日国空航第 684 号、国空機第 923 号。以下「審査要領」という。）を定め、許可・承認を行うに当たっての無人航空機の機能及び性能並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力等の要件を規定している。

今般、令和 6 年 5 月 31 日に政府へ提出された「規制改革推進に関する答申」を受け、無人航空機の飛行に関する許可・承認手続き期間の 1 日化を目指すべく、当該許可・承認の申請手続き内容の簡素化並びに審査の迅速化を行うこととする。

具体的には、許可・承認申請時に提出を求めている①～⑤の資料を原則不要とする他所の改正を行う。

- ① 無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる資料
- ② 無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量、最大使用可能時間 等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等の該当部分の写し
- ③ 無人航空機に装備された安全性向上のための機器又は機能を付加するための追加装備（オプション）を記載した資料
- ④ 機体認証を証する書類の写し
- ⑤ 過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料

等

2. 改正内容

[飛行の禁止空域における飛行の許可（法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号関係）]

[飛行の方法によらない飛行の承認（法第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項第 2 号関係）]

補助者を配置しない目視外飛行（いわゆるレベル 3 飛行時）の承認申請時の（3）及び（4）を除き以下の通りとする他所の改正を行う。

(案)

(1) 「無人航空機の登録記号その他参考となる事項」関係

無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる資料の提出を原則不要とする。

(2) 「無人航空機の運用限界等」関係

無人航空機の運用限界(最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量、最大使用可能時間 等)及び無人航空機を飛行させる方法(点検・整備の方法を含む。)が記載された取扱説明書等の該当部分の写しを原則不要とする。

(3) 「無人航空機の追加基準への適合性」関係

申請時に添付することとしている飛行形態ごとに定める追加基準への適合性について、申請者の責任において基準への適合状況を自ら確認することとし、その確認結果を添付することとする。また、基準への適合性を満たさない場合においては、それに代わる安全措置について示すものとする。さらに、無人航空機に装備された安全性向上のための機器又は機能を付加するための追加装備(オプション)を記載した資料及び機体認証を証する書類の写しの提出を原則不要とする。

(4) 「無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性」関係

申請時に添付することとしている飛行形態ごとに定める追加基準への適合性について、申請者の責任において基準への適合状況を自ら確認することとし、その確認結果を添付することとする。また、基準への適合性を満たさない場合においては、それに代わる安全措置について示すものとする。さらに、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料及び技能認証を証する書類の写しの提出を原則不要とする。

(5) 「最大離陸重量 25 kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」関係

申請時に添付することとしている 25kg 以上の機体に定める追加基準への適合性について、申請者の責任において基準への適合状況を自ら確認することとし、その確認結果を添付することとする。

3. 改正予定

公布：令和7年1月頃

施行：令和7年3月末頃

以上